

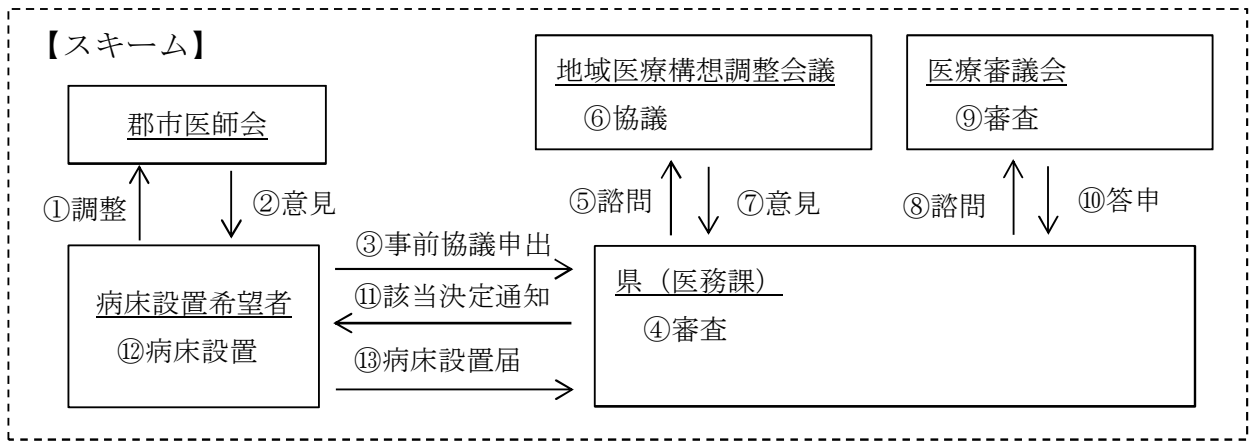
## 届出による診療所への病床の設置に係る取扱いについて（案）

## 1 制度概要

医療法第7条第3項により、診療所の病床は、医療法施行規則（第1条の14第7項）で定める場合には、知事への届出（※1）により設置できるとされている。

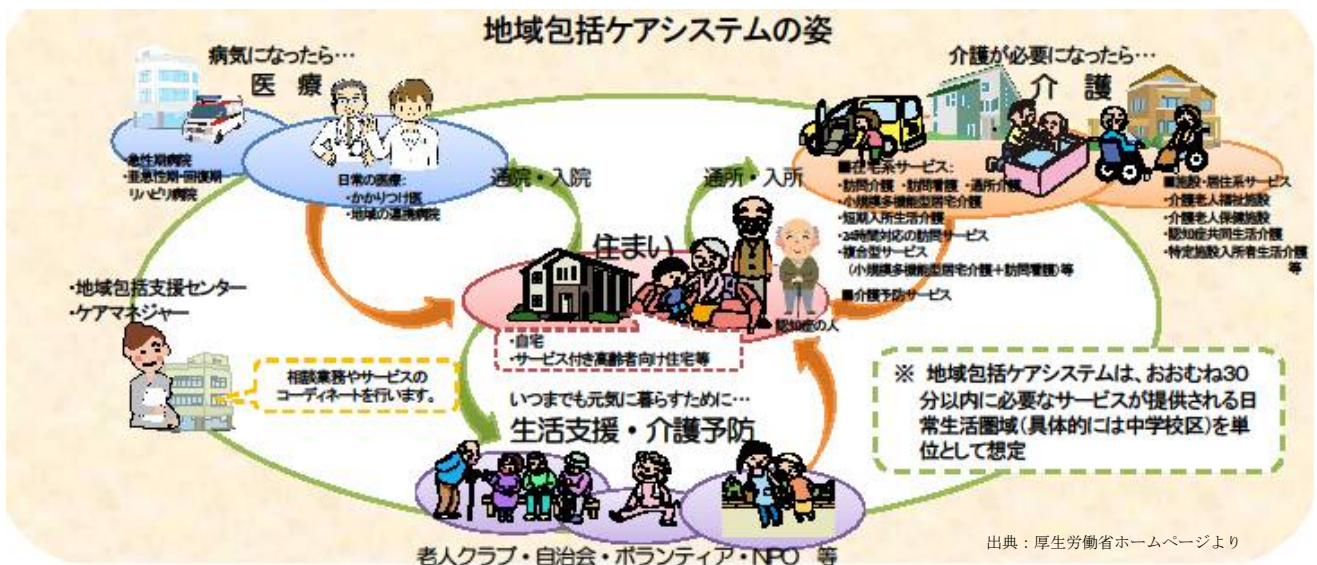
本県では、医療審議会の議を経たうえで、医療法施行規則で定める場合の具体的内容、手続き等を定めた「取扱要領」を制定しているが、平成30年4月1日付け医療法施行規則の一部改正に沿って取扱要領の基準見直しを行いたく、意見聴取するもの。

※通常の場合、診療所に病床を設けようとするときは、都道府県知事の許可が必要



## 2 改正の趣旨

地域包括ケアシステムの構築を進める上で、地域によっては、「在宅医療の拠点」「緊急時対応」「病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡し」「終末期医療」などの機能を担う有床診療所が、地域包括ケアシステムの一翼を担っていることを考慮し、平成30年4月から、特例として病床設置が届出により可能な診療所の範囲が見直された。



### 3 改正のポイント

- (1) 医療計画への記載の条件が削除
- (2) 一般病床に加え、療養病床も対象
- (3) 対象となる医療分野に救急医療が追加

改正後	改正前
① <u>医療法第30条の7第2項第2号(※2)に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所(※3)として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき</u>	①居宅等における医療の提供の推進のために <u>必要な診療所</u> として <u>医療計画に記載</u> され、または記載されることが見込まれる診療所に <u>一般病床</u> を設けようとするとき
② <u>へき地の医療、③小児医療、④周産期医療、⑤救急医療、⑥その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所として認めるものに療養病床又は一般病床を設けようとするとき</u>	② <u>へき地に設置される診療所</u> として医療計画に記載され、または記載されることが見込まれる診療所に <u>一般病床</u> を設けようとするとき 例えば、③ <u>小児医療、④周産期医療等</u> ⑤地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として <u>医療計画に記載</u> され、または記載されることが見込まれる診療所に <u>一般病床</u> を設けようとするとき

- (4) 医療審議会の審査を経る前に、地域医療構想調整会議の協議を経ること（平成30年3月27日医政地発0327第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

#### ※2 医療法第30条の7第2項第2号

- ・病院を退院する患者が居宅等における療養生活に円滑に移行するために必要な医療を提供すること。
- ・居宅等において必要な医療を提供すること。
- ・患者の病状が急変した場合その他入院が必要な場合に入院させ、必要な医療を提供すること。

#### ※3 医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所（平成29年3月31日付け医政発0331第58号厚生労働省医政局長通知）

- ・次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。
  - ア 在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)
  - イ 急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)
  - ウ 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
  - エ 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)
  - オ 当該診療所内において看取りを行う機能
  - カ 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上)
  - キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能